

我が国の人身取引対策

平成21年11月

人身取引の「防止」

3年間で65%減

①在留資格「興行」の見直し

平成17、18年の省令改正で在留資格「興行」の要件厳格化を実施。

在留資格「興行」での入国外国人数：約10万人(平成17年)→約3.5万人(平成20年)

②旅券等のセキュリティ強化

平成17年の旅券法改正により平成18年3月20日以降の申請に基づき発行された日本旅券はすべてIC旅券。

③人々への情報提供・啓発

空港等におけるポスター掲示、チラシ・リーフレット配布。人身取引事犯の取締り状況等をホームページ上公表。来日する外国人、招聘する日本人双方を対象とした啓発広報（外務省ホームページ、在外公館査証窓口、被害者出身地域旅行代理店等）。

人身取引の「撲滅」

①法制度整備

刑法：「人身売買罪」の創設、法定刑の上限引上げ。

入管法：人身取引の加害者を退去強制事由に追加。

組織的犯罪処罰法：組織的逮捕・監禁罪の法定刑上限引上げ。

風営法：風俗営業者等に、外国人被雇用者の在留資格(就労可能か否か)等確認を義務付け。

②厳格な取締り

警察は33名の被疑者を検挙(経営者等26名、ブローカー7名)。(平成20年中の実績)

検察は人身売買罪により39件を起訴。(平成17年の刑法等改正以降の実績、平成20年末現在)

③諸外国との連携・情報交換

刑事共助条約：米国、韓国、中国、香港との間で発効済み、ロシアとの間で署名済み。

紛失・盗難に遭った旅券情報を国際刑事警察機構(ICPO)へ提供。

人身取引に関する政府協議調査団(平成20年度は3月23日～24日、韓国)を派遣。

人身取引「被害者の保護」

①被害者の認定・保護

平成19年10月1日から、人身取引事犯等を対象とした「匿名通報ダイヤル」の運用を開始。

全国47都道府県の婦人相談所を中心とした女性・児童被害者の一時保護実施(平成17年度117名、平成18年度36名、平成19年度36名、平成20年度39名)、その内、民間シェルター等への一時保護委託実施(平成17年4月-平成21年3月末90名)。

②相談活動等実施

人身取引被害者は無料低額診療事業対象者である旨を各都道府県に通知(平成17年)。他法他制度が利用できない場合の医療費を予算計上、必要に応じた法的対応支援を予算計上。カウンセリングの実施、通訳養成費を平成21年度から予算計上。

③在留特別許可、帰国・社会復帰支援

入管法改正：人身取引被害者に在留特別許可を付与できる規定新設。入管法違反状態にあった被害者全員(104名(平成17-20年))に対し在留特別許可。

帰国支援：計174名(平成17年5月-平成21年10月)について警察、入国管理局、婦人相談所等が連携し、我が国が資金拠出している国際移住機関(IOM)を通じ帰国支援、帰国後の社会復帰事業を実施。